

東 海 地 震 の 地 震 防 災 対 策
強 化 地 域 に 係 る 地 震 防 災
基 本 計 画

新 旧 対 照 表

平 成 1 5 年 7 月

中 央 防 災 会 議

地震防災基本計画新旧対照表

新	旧
前 文 東海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第３条の規定に基づき地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が指定されている。強化地域においては、警戒宣言が発せられてから発災するまでの間における対処のために、地震防災応急対策を実施することとなっている。 この地震防災基本計画は、法第５条の規定に基づき、警戒宣言が発せられた場合の国の地震防災に関する基本的方針や、指定行政機関、地方公共団体などが定める地震防災強化計画及び特定の民間事業者等が定める地震防災応急計画の基本となるべき事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とするものである。 この目的を達成するため、防災関係機関、地域住民等は、この計画を基本として定められる諸計画に基づき、警戒宣言が発せられた場合に一体となって一斉に迅速かつ確かな地震防災応急対策をとらなければならない。 <u>東海地震についてよりの確かな対策を講じるため、法制定後２０数年間の観測データや科学的知見の蓄積を踏まえ、中央防災会議において東海地震の地震像を再検討し、新たな想定震源域による震度分布等の検討を行った。その結果を踏まえ、平成１４年４月に強化地域の見直しを行い、従来の６県１６７市町村から８都県２６３市町村へ大幅に拡大された。この強化地域の拡大や社会経済情勢の変化等を踏まえ、予防、応急、復旧のそれぞれの段階における諸施策を総合的に講じるため、これらの対策の進め方を具体的に定めた「東海地震対策大綱」を平成１５年５月に中央防災会議決定した。</u>この地震防災基本計画は、警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策の基本的事項等を対象とするものであり、防災都市づくりのために必要な施設等の恒久対策のすべてには及ばない性格のものであるが、強化地域内及びその周辺部においては、<u>同大綱及び防災基本計画等に基づき、地域社会の地震に対する安全性を強化するためたゆまず努力する必要がある。特に、地域の総合的な防災性の向上を図るために長期的な観点から住宅、公共施設、産業施設等の耐震化を図ること及び津波対策、出火防止施設、落下危険物防止施設等の整備を図ることについて十分配慮しなければならない。</u>	前 文 東海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第３条の規定に基づき地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が指定されている。強化地域においては、警戒宣言が発せられてから発災するまでの間における対処のために、地震防災応急対策を実施することとなっている。 この地震防災基本計画は、法第５条の規定に基づき、警戒宣言が発せられた場合の国の地震防災に関する基本的方針や、指定行政機関、地方公共団体などが定める地震防災強化計画及び特定の民間事業者等が定める地震防災応急計画の基本となるべき事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とするものである。 この目的を達成するため、防災関係機関、地域住民等は、この計画を基本として定められる諸計画に基づき、警戒宣言が発せられた場合に一体となって一斉に迅速かつ確かな地震防災応急対策をとらなければならない。 <u>震災対策は、災害対策基本法による防災基本計画等に基づき、予防、応急、復旧のそれぞれの段階における諸施策を総合的に講じるべきものであるが、この地震防災基本計画は、警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策の基本的事項等を対象とするものであり、防災都市づくりのために必要な施設等の恒久対策のすべてには及ばない性格のものであるが、強化地域においては、地域社会の地震に対する安全性を強化するためたゆまず努力する必要がある。特に、地域の総合的な防災性の向上を図るために長期的な観点から公共施設、建築物、産業施設等の耐震化を図ること及び出火防止施設、落下危険物防止施設等の整備を図ることについて十分配慮しなければならない。</u>

なお、この地震防災基本計画並びにこれを基本として定められる地震防災強化計画及び地震防災応急計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておかなければならない。

第1章 警戒宣言が発せられた場合における 地震防災に関する基本的方針

1 正確かつ迅速な情報の周知

警戒宣言が発せられた場合の民心の安定を図り、混乱の発生を防止するためには、警戒宣言、気象庁が発表する東海地震に関連する情報の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び地域住民等に周知させる必要がある。
(略)

2 防災関係機関等の相互連携

地震防災応急対策の実施に当たり、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により当該対策の実施の責任を有する者は、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を講ずることに努めるものとする。

強化地域内外の地方公共団体は、災害応援協定に基づいた応援を東海地震の発生後に円滑に行うことなどのために、警戒宣言が発せられた場合及び警戒宣言前における必要な対応を相互にとるものとする。(略)

3 警戒宣言前に東海地震に関する情報が出された場合の対応の基本方針

東海地震に関する情報が出された場合は、防災関係機関は、その情報内容に応じ必要な対応をとるものとする。東海地震注意情報が出された場合には、この情報が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報であることに鑑み、防災関係機関は必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。政府においては、東海地震注意情報を踏まえて準備行動を開始する決定がなされた場合には、社会的混乱防止のための措置を講じるとともに、必要な準備行動をとるものとする。

なお、これらの準備行動の実施に当たっては、経済的影響等についても配慮するものとする。

4 地震防災応急対策の実施の基本方針 (略)

なお、これらの実施に当たっては、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響についても配慮するものとする。また、強化地域の周辺地域においては、予想される地震や津波による被害の程度を配慮した

なお、この地震防災基本計画並びにこれを基本として定められる地震防災強化計画及び地震防災応急計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておかなければならない。

第1章 警戒宣言が発せられた場合における 地震防災に関する基本的方針

1 正確かつ迅速な情報の周知

警戒宣言が発せられた場合の民心の安定を図り、混乱の発生を防止するためには、警戒宣言、地震予知情報及び判定会招集連絡報の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び地域住民等に周知させる必要がある。
(略)

2 防災関係機関等の相互連携

地震防災応急対策の実施に当たり、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により当該対策の実施の責任を有する者は、相互に密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を講ずることに努めるものとする。

強化地域内外の地方公共団体は、災害応援協定に基づいた応援を東海地震の発生後に円滑に行うことなどのために、警戒宣言が発せられた場合に必要な対応を相互にとるものとする。(略)

3 地震防災応急対策の実施の基本方針 (略)

なお、これらの実施に当たっては、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響についても配慮するものとする。また、強化地域の周辺地域においては、予想される地震被害の程度を配慮した適切な対応に

適切な対応に努めるものとする。

5 地震災害警戒本部の的確な運営

- (1) 東海地震予知情報に基づき警戒宣言が発せられた場合には、法に基づき、地震災害警戒本部を迅速に設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。このため、地震災害警戒本部の設置及び運営に関する事項について具体的な要領を定めるものとする。
- (2) 地震災害警戒本部及び防災関係機関は、それぞれが有する機能を十分に発揮するため、現地に職員を派遣するなどにより地震防災応急対策等の実施状況に関する情報を収集し、かつ共有するものとする。また、現地における地震防災応急対策等の的確な実施のため、必要に応じ、現地本部の設置を行う。

(3) (略)

(4) (略)

6 地域住民との一体的対応

警戒宣言が発せられた場合に最も重要なことは、防災関係機関の職員と地域住民等とが冷静にかつ一体的に行動することである。

このため、防災関係機関は、日頃から地域住民の協力を得て、災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織（以下、単に「自主防災組織」という。）の育成強化を図るとともに、訓練、教育、広報を通じて地域住民との連携を密にし、不断に地震災害に対処する体制の整備に努めるものとする。防災関係機関と地域住民との連携による地震防災体制の構築に当たっては、特に、老人、子供、病人等災害時要援護者への配慮に努めるものとする。

7 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的応急対策の実施

防災関係機関の警戒宣言前からの準備行動、警戒宣言時の地震防災応急対策に係る広域活動にあたっては、別に定める東海地震応急対策活動要領及び関係機関の防災計画に基づき実施するものとする。

第2章 地震防災強化計画の基本となるべき事項

第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

1 地震予知情報等の伝達等

- (1) 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震観測情報の内容その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を具体的に明示す

努めるものとする。

4 地震災害警戒本部の的確な運営

- (1) 警戒宣言が発せられた場合には、法に基づき、地震災害警戒本部を迅速に設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。このため、地震災害警戒本部の設置及び運営に関する事項について具体的な要領を定めるものとする。
- (2) 地震災害警戒本部及び防災関係機関は、それぞれが有する機能を十分に発揮するため、現地に職員を派遣するなどにより地震防災応急対策等の実施状況に関する情報を収集し、かつ共有するものとする。

(3) (略)

(4) (略)

5 地域住民との一体的対応

警戒宣言が発せられた場合に最も重要なことは、防災関係機関の職員と地域住民等とが冷静にかつ一体的に行動することである。

このため、防災関係機関は、日頃から地域住民の協力を得て、災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織（以下、単に「自主防災組織」という。）の育成強化を図るとともに、訓練、教育、広報を通じて地域住民との連携を密にし、不断に地震災害に対処する体制の整備に努めるものとする。防災関係機関と地域住民との連携による地震防災体制の構築に当たっては、特に、老人、子供、病人等災害弱者への配慮に努めるものとする。

第2章 地震防災強化計画の基本となるべき事項

第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

1 地震予知情報等の伝達等

- (1) 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報及び判定会招集連絡報の内容その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を具体的に明示するものとする。

るものとする。

この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう定めるものとする。

(2)～(4) (略)

2 警戒宣言前の情報に基づく防災対応

(1) 防災関係機関は、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

(2) 気象庁が東海地震注意情報を発表し、政府が警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を混乱を避けながら円滑に講じるための準備行動等を行う必要があると認める場合、政府は、準備行動等を行う旨を公表する。

このとき、内閣官房は官邸対策室を設置するなど、関係機関は、自らの又は他機関と連携をとった準備行動の実施体制（以下、「準備体制」という。）をとる。

準備体制において、関係機関は、緊急時に備え、救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備、物資の点検、必要に応じた児童・生徒の帰宅等の安全確保対策等ある程度の時間を要する準備行動をとるものとする。

さらに、社会的混乱防止のため、報道機関の協力も得て、地域住民等に対し、東海地震注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、旅行自粛等適切な行動を呼び掛ける。また、防災関係機関の準備体制の内容について適切に情報提供を行う。

この場合、東海地震注意情報は、地殻変動の変化により東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる情報であることに十分留意するものとする。

(3) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認める場合は、準備体制の解除を発表し、防災関係機関は準備行動を終了するものとする。

(4) 防災関係機関は、気象庁が発表する東海地震観測情報は、東海地域の観測データの変化やその評価を伝える情報であることから、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとるものとする。

3 地方公共団体の地震災害警戒本部等の設置及び要員参集体制 (略)

4 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制 (略)

この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう定めるほか、必要な代替伝達方法等を定めるものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 防災関係機関は、気象庁が判定会招集連絡報を発表した場合、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を混乱を避けながら円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。

この場合、判定会招集連絡報は、気象庁が強化地域に係る大規模な地震発生のおそれの有無について検討に入った旨を伝える情報であることに留意するものとする。

(6) 防災関係機関は、気象庁が東海地域の地震・地殻活動に関する情報を発表した場合、当該情報が判定会招集連絡報とは異なり、東海地域の観測データの変化やその評価を伝える情報であることから、平常時の活動を継続しつつ、解説情報と観測情報との区分に応じて必要な対応をとるものとする。

2 地方公共団体の地震災害警戒本部等の設置及び要員参集体制 (略)

3 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制 (略)

5 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

(1)、(2) (略)

(3) 以上の計画内容を定めるに当たっては、各計画主体相互間に対象とする物資、調達手段等の競合を生じないように十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ計画を策定するなど十分調整するものとする。

6 警戒宣言時の広報 (略)

7 警戒宣言後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 (略)

8 避難対策等

(1) 避難対象地区内の居住者等の避難行動等

～ (略)

地方公共団体及び自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合において、老人、子供、病人等災害時要援護者の避難について必要な支援を行うものとする。また、地方公共団体は、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施するものとする。

避難対象地区の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

ただし、地方公共団体は、山間地及び半島部で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて、必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

、 (略)

(2) 避難生活の維持・運営

～ (略)

避難地で運営する避難生活については、原則として屋外によるものとする。

ただし、老人、子供、病人等災害時要援護者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営することができるものとし、国及び地方公共団体は、そのための指針を定めるものとする。

(略)

国は、地方公共団体等が帰宅困難者、滞留旅客又は避難対象地区の居住者等のために避難所を設置するなどした場合には、これらの

4 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

(1)、(2) (略)

(3) 以上の計画内容を定めるに当たっては、各計画主体相互間に対象とする物資、調達手段等の競合を生じないように十分留意するとともに、相互の連携協力体制について十分調整するものとする。

5 警戒宣言時の広報 (略)

6 警戒宣言後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 (略)

7 避難対策等

(1) 避難対象地区内の居住者等の避難行動等

～ (略)

地方公共団体及び自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合において、老人、子供、病人等災害弱者の避難について必要な支援を行うものとする。また、地方公共団体は、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施するものとする。

避難対象地区の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

ただし、地方公共団体は、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

、 (略)

(2) 避難生活の維持・運営

～ (略)

避難地で運営する避難生活については、原則として屋外によるものとする。

ただし、老人、子供、病人等災害弱者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営することができるものとし、国及び地方公共団体は、そのための指針を定めるものとする。

(略)

国は、地方公共団体等が滞留旅客又は避難対象地区の居住者等のために避難所を設置するなどした場合には、これらの者の避難生活

者の避難生活の状況に応じて、災害救助法等に基づき、必要な支援を実施するものとする。

(3) 避難対象地区以外の居住者等の対応

警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておくものとする。

国及び地方公共団体は、避難対象地区以外の居住者等については、警戒宣言が発せられた場合において各自で食料等生活必需品を確保するよう、平常時からこれについて周知徹底する。また、食料等生活必需品などを販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な対策を講じるものとする。

9 消防、水防等対策（略）

10 警備対策（略）

11 飲料水、電気、ガス、通信、放送関係

(1)～(2)（略）

(3) ガス

ガスについては、警戒宣言が発せされた場合においても、その供給の継続を確保する。

ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を明示するとともに、特に発災時に緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。

また、発災時における需要者側のガス栓の閉止等必要な措置についての広報の実施体制を明示するものとする。

発災後に備えて、応急復旧に必要な資機材、要員の確保等を内容とする計画を明示するものとする。

(4) 通信

（略）

発災後に備えて移動無線機等災害対策機器の事前配備、電源の確保、状況に応じた安否確認に必要な措置等を内容とする計画を明示するものとする。また、必要に応じて、これらの措置を警戒宣言前からも行うものとする。

(5) 放送（略）

12 金融対策

の状況に応じて、災害救助法を適用するなどして、必要な支援を実施するものとする。

(3) 避難対象地区以外の居住者等の対応

警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。

国及び地方公共団体は、避難対象地区以外の居住者等については、警戒宣言が発せられた場合において各自で食料等生活必需品を確保するよう、平常時からこれについて周知徹底するとともに、食料等生活必需品などを販売する小規模小売店の営業の確保に努めるものとする。

8 消防、水防等対策（略）

9 警備対策（略）

10 飲料水、電気、通信、放送関係

(1)～(2)（略）

(3) 通信

（略）

発災後に備えて移動無線機等災害対策機器の事前配備、電源の確保等を内容とする計画を明示するものとする。

(4) 放送（略）

11 金融対策

(1) (略)

(2) 警戒宣言時及び発災後の預貯金の払い戻し、平常時間外営業等並びに発災後の災害関係融資、手形交換又は不渡処分、保険金の支払い及び保険料の払い込み猶予等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を明示するものとする。この場合、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、警戒宣言時におけるキャッシュサービス等金融機関に係る営業を継続するよう努めるものとし、営業を継続する店舗等を広く周知し、混乱防止に努める。

(3) (略)

1.3 生活必需品の確保等 (略)

1.4 交通対策

(1) 道路

(略)

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

— 警戒宣言が発せられた場合の交通対策については、次の方針で対処するものとする。(略)

— 都県公安委員会は、避難路及び緊急輸送路について交通規制の内容を定め、計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

なお、隣接する都県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

— 緊急車両であることの確認の具体的な手続きは、これを明示するものとする。

(2) 海上及び航空

(略)

強化地域内の飛行場については、緊急輸送等の機能を除き、速やかに閉鎖することを明示するものとする。また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うことを明示するものとする。(略)

(3) 鉄道

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請する。

警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

警戒宣言が発せられた場合に、強化地域内へ進入する予定の列車に

(1) (略)

(2) 警戒宣言時及び発災後の預貯金の払い戻し、平常時間外営業等並びに発災後の災害関係融資、手形交換又は不渡処分、保険金の支払い及び保険料の払い込み猶予等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を明示するものとする。この場合、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、キャッシュサービス等金融機関に係る営業を継続するよう努めるものとする。

(3) (略)

1.2 生活必需品の確保等 (略)

1.3 交通対策

(1) 道路

(略)

— 警戒宣言が発せられた場合の交通対策については、次の方針で対処するものとする。(略)

— 県公安委員会は、避難路及び緊急輸送路について交通規制の内容を定め、計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

なお、隣接する都県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

— 緊急車両であることの確認の具体的な手続きは、これを明示するものとする。

(2) 海上及び飛行場

(略)

強化地域内の飛行場については、緊急輸送等の機能を除き、速やかに閉鎖することを明示するものとする。(略)

(3) 鉄道

警戒宣言が発せられた場合に、強化地域内へ進入する予定の列車に

対しては進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機すること等の措置を明示するものとする。ただし、震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、安全に運行可能か判断した上でその対応を明示するものとする。

1.5 緊急輸送対策

(1) (略)

(2) 地方公共団体は、緊急輸送の実施を予定している者、道路の管理者等と協議の上、緊急輸送ネットワークを明示するとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

この場合において、緊急輸送ネットワークの確保に当たっては、道路及びその沿道の危険度に留意するとともに、都県公安委員会の指定する緊急交通路、他の輸送手段との関係その他広域的輸送網を考慮するものとする。また、発災後の迅速な応急活動に不可欠なヘリポート及び航空機、燃料等の確保を速やかに行うとともに、あらかじめ取り決めた安全確保要領等に基づき、航空機による活動を的確かつ安全に実施する。

(3) (1)の計画主体ごとに、発災後の緊急輸送に備えて、確保すべき車両、航空機、船舶等の数及び確保先との連絡その他警戒宣言時に実施すべき準備行動の内容を明示するものとする。

(4) (略)

(5) 警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、地震災害警戒本部、都道府県地震災害警戒本部及び市町村地震災害警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行うものとする。

1.6 他機関等に対する応援要請 (略)

1.7 自衛隊の地震防災派遣等

(1) 地震災害警戒本部長が法に基づいて派遣要請をした場合の当該要請内容を的確かつ迅速に実施するため、各計画主体と防衛庁(自衛隊法第8条に規定する部隊等(以下、「部隊等」という。)を含む。)との間で、必要に応じて派遣要請の具体的内容について調整するものとする。

このため、関係する計画主体は、避難のために必要な情報の伝達、

対しては進入を制限するとともに、強化地域内を運行中の列車に対しては原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機すること等の措置を明示するものとする。

(4) 滞留旅客等に対する措置

市町村以外の計画主体で、避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が滞留旅客等の保護等のために実施する活動との連携体制等の措置を明示するものとする。

1.4 緊急輸送対策

(1) (略)

(2) 地方公共団体は、緊急輸送の実施を予定している者、道路の管理者等と協議の上、緊急輸送ネットワークを明示するとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

この場合において、緊急輸送ネットワークの整備に当たっては、道路及びその沿道の危険度に留意するとともに、県公安委員会の指定する緊急交通路、他の輸送手段との関係その他広域的輸送網を考慮するものとする。

(3) (1)の計画主体ごとに、発災後の緊急輸送に備えて、確保すべき車両、航空機等の数及び確保先との連絡その他警戒宣言時に実施すべき準備行動の内容を明示するものとする。

(4) (略)

(5) 警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、地震災害警戒本部及び地方地震災害警戒本部が行うものとする。

1.5 他機関等に対する応援要請 (略)

1.6 自衛隊の地震防災派遣等

(1) 地震災害警戒本部長が法に基づいて派遣要請をした場合の当該要請内容を的確かつ迅速に実施するため、各計画主体と防衛庁(自衛隊法第8条に規定する部隊等(以下、「部隊等」という。)を含む。)との間で、必要に応じて派遣要請の具体的内容について調整するものとする。

このため、関係する計画主体は、避難のために必要な情報の伝達、

情報の収集、人員及び物資の緊急輸送等に対する体制など、法に基づく地震防災派遣の具体的内容、部隊等との連絡及び調整方法等を明示するものとする。

この計画は、1 6の計画と整合性がとれたものとする必要がある。

(2) (略)

1 8 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

市町村は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市町村以外の計画主体で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を明示するものとする。

1 9 計画主体が自ら管理又は運営する道路、河川その他の施設に関する対策 (略)

2 0 計画主体が自ら管理する地震防災応急計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策 (略)

2 1 震度や津波の分布等をもとにした各地域の防災体制

(1) 強化地域内の市町村は、詳細な震度や津波の高さの分布をもとに、市町村の区域を細分して、市町村内で複数の防災対応を計画することができるものとする。

(2) 上記(1)の場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応をとる場合は、そのような対応をとる必要性と確実な実施を吟味し、防災計画において明確に定めるものとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1 東海地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや地震防災応急対策又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化を図るとともに、避難地、避難路、緊急輸送ネットワーク、津波対策施設、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。このため、特に地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、具体的に明示するものとする。

2 これらの施設等の具体的な工事の施工等に当たっては、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順

情報の収集、人員及び物資の緊急輸送等に対する体制など、法に基づく地震防災派遣の具体的内容、部隊等との連絡及び調整方法等を明示するものとする。

この計画は、1 5の計画と整合性がとれたものとする必要がある。

(2) (略)

1 7 計画主体が自ら管理又は運営する道路、河川その他の施設に関する対策 (略)

1 8 計画主体が自ら管理する地震防災応急計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策 (略)

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1 東海地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや地震防災応急対策又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化を図るとともに、避難地、避難路、緊急輸送ネットワーク、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。このため、特に地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、具体的に明示するものとする。

2 これらの施設等の整備に要する期間は20年以内とし、その具体的な工事の施工等に当たっては、施設全体が未完成であっても一部の完成に

序及び方法について考慮するものとする。

3 (略)

第3節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項

1 (略)

- 2 1の防災訓練は、警戒宣言前の準備体制、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策等に係るものについて行うものとする。
(略)

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- 1 各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 地震予知情報等の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

- 2 地方公共団体は、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に居住者等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容を明示するものとする。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得る等各種の手段を用い、できるだけ居住者等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。

この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

より相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

3 (略)

第3節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項

1 (略)

- 2 1の防災訓練は、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策等に係るものについて行うものとする。
(略)

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- 1 各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

- 2 地方公共団体は、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に居住者等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容を明示するものとする。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得る等各種の手段を用い、できるだけ居住者等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。

この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

(2) 東海地震の予知に関する知識

(3) 地震予知情報等の内容

(4) 予想される地震及び津波に関する知識

(5) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(6) 正確な情報入手の方法

(7) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

(8) 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識

(9) 各地域における避難地及び避難路に関する知識

(10) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容

(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 地方公共団体は、強化地域内外の居住者や企業等が東海地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 (略)

第3章 地震防災応急計画の基本となるべき事項

第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 各計画において共通して定める事項 (略)

第2 個別の計画において定めるべき事項

1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する施設関係

(1) (略)

(2) 顧客等の退避又は安全確保のための措置

顧客等の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置を明示するものとする。

この場合において、当該施設が第2章第1節の8の(1)の避難対象地区にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法等について明示するものとする。

(3) 施設の安全性を踏まえた措置

病院や百貨店等については、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、営業を継続することができるものとする。

(2) 予想される地震及び津波に関する知識

(3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(4) 正確な情報入手の方法

(5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

(6) 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識

(7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識

(8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容

(9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 地方公共団体は、気象庁が発表する東海地域の地震・地殻活動に関する情報等を通じて、強化地域に係る居住者等が東海地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 (略)

第3章 地震防災応急計画の基本となるべき事項

第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 各計画において共通して定める事項 (略)

第2 個別の計画において定めるべき事項

1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する施設関係

(1) (略)

(2) 顧客等の退避又は安全確保のための措置

顧客等の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置を明示するものとする。

この場合において、当該施設が第2章第1節の7の(1)の避難対象地区にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法等について明示するものとする。

(4) 病院関係

病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性を十分考慮して具体的にその内容を明示するものとする。

2 (略)

3 鉄道事業その一般旅客運送に関する事業関係

(1) (略)

(2) 運転等に関する措置

鉄道事業、軌道事業については第2章第1節の1 4の(3)に準ずる。

。
~ (略)

(3) 運行の停止等の結果生ずる滞留旅客等に対する措置については、第2章第1節の1 8に準ずる。

4 学校関係

(1) (略)

(2) 学校が第2章第1節の8の(1)の避難対象地区にあるときは、避難場所、避難ルート、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に明示するものとする。

5 社会福祉施設関係

(1) 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分考慮して具体的にその内容を明示するものとする。

(2) 社会福祉施設が第2章第1節の8の(1)の避難対象地区にあるときは4の(2)に準ずる。

6 放送事業関係

第2章第1節1 1の(4)に準ずる。

7 水道、電気及びガス事業関係

(1) 水道事業等については、第2章第1節の1 1の(1)に準ずる。

(2) 電気事業については、第2章第1節の1 1の(2)に準ずる。

(3) ガス事業については、第2章第1節の1 1の(3)に準ずる。

2 (略)

3 鉄道事業その一般旅客運送に関する事業関係

(1) (略)

(2) 運転等に関する措置

鉄道事業、軌道事業については第2章第1節の1 3の(3)に準ずる。

。
~ (略)

(3) 運行の停止等の結果生ずる滞留旅客等に対する措置については、第2章第1節の1 3の(4)に準ずる。

4 学校関係

(1) (略)

(2) 学校が第2章第1節の7の(1)の避難対象地区にあるときは、避難場所、避難ルート、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に明示するものとする。

5 社会福祉施設関係

(1) 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格を十分考慮して具体的にその内容を明示するものとする。

(2) 社会福祉施設が第2章第1節の7の(1)の避難対象地区にあるときは4の(2)に準ずる。

6 放送事業関係

第2章第1節1 0の(4)に準ずる。

7 水道、電気及びガス事業関係

(1) 水道事業等については、第2章第1節の1 0の(1)に準ずる。

(2) 電気事業については、第2章第1節の1 0の(2)に準ずる。

(3) ガス事業については、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、3の(1)及び(2)に準じて所要の事項を明示するとともに、特に発災時に緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。 また、発災時における需要者側のガス栓の閉止等必要な措置についての広報の実施体制を明示するものとする。

8 その他の施設又は事業関係 (1)～(3) (略) (4) 道路については、第2章第1節の<u>1_9</u>の(1)及び(5)に準ずる。 (5) (略) 第2節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項 (略) 第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 (略) 第4章 総合的な防災訓練に関する事項 1 (略) 2 総合防災訓練は、<u>地震予知情報等の情報の通知、伝達、警戒宣言前からの準備行動、地震防災応急対策の実施要員の参集、地震災害警戒本部等の設置運営等各種の地震防災応急対策に係るものとし、年1回以上実施するものとする。</u>(略) <u>< 施行期日 ></u> この計画のうち、警戒宣言前の情報及び当該情報を踏まえた防災対応に関する事項については、平成16年1月5日から適用するものとし、それまでは従前の計画による。但し、この期日より前に実施可能となった事項については、実施可能となった日から速やかに適用する。	8 その他の施設又は事業関係 (1)～(3) (略) (4) 道路については、第2章第1節の<u>1_7</u>の(1)及び(5)に準ずる。 (5) (略) 第2節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項 (略) 第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 (略) 第4章 総合的な防災訓練に関する事項 1 (略) 2 総合防災訓練は、<u>警戒宣言に伴う所要の情報の通知、伝達、地震防災応急対策の実施要員の参集、地震災害警戒本部等の設置運営等各種の地震防災応急対策に係るものとし、年1回以上実施するものとする。</u>(略)
---	---